

**介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム鹿田の庄 利用料金表**

平成27年4月1日改定

基本 料金	要介護度	費用	内訳(介護費用+食費+居住費)
	要介護1	4,414 円/日	634円+1380円(朝300円・昼580円・夕500円)+2400円
	要介護2	4,481 円/日	701円+1380円(朝300円・昼580円・夕500円)+2400円
	要介護3	4,553 円/日	773円+1380円(朝300円・昼580円・夕500円)+2400円
	要介護4	4,620 円/日	840円+1380円(朝300円・昼580円・夕500円)+2400円
	要介護5	4,687 円/日	907円+1380円(朝300円・昼580円・夕500円)+2400円
加 算	初期加算	31円/日	新規入所及び入所後連続30日以上入院後再び入所された場合30日間加算
	入院・外泊時費用	250円/日	入院及び外泊をした際に、入退院(所)日を除く6日間(月をまたぐ場合は最大12日間)
	個別機能訓練加算	13円/日	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について加算
	日常生活継続支援加算	47円/日	12か月以内の新規入所者のうち要介護4～5の方の割合が70%以上又は12か月以内の新規入所者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の割合が65%以上又はたんの吸引及び経管栄養の管理を必要とする方の割合が15%以上であって、介護福祉士の割合が入所者の数が6又はその端数を増す毎に1以上配置している場合
	夜勤職員配置加算	19円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合に加算
	栄養マネジメント加算	15円/日	管理栄養士を配置し主治医及び他職種と検討の上、嚥下機能及び食事形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、それに従って栄養管理を行った場合に加算
	経口移行加算	29円/日	経管栄養の方に対し、経口摂取に移行する為の栄養管理を実施(180日間限度)
	経口維持加算	Ⅰ:406円/月 Ⅱ:102円/月	経口から食事を摂取している方で、摂食機能障害から誤嚥が認められる場合に加算 Ⅰ:経口維持計画を作成し、栄養管理を実施(6ヶ月間限度) Ⅱ:会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が参加
	口腔衛生管理体制加算	31円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
	口腔衛生管理加算	112円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合。ただし、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
	療養食加算	19円/日	医師が管理して療養食を提供した場合
	看護体制加算(Ⅰ)	6円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	看護体制加算(Ⅱ)	14円/日	看護職員を基準配置よりも1名多く配置し、24時間の連絡体制(オンコール体制)を確保している場合
	看取り介護加算	Ⅰ:146円/日 Ⅱ:690円/日 Ⅲ:1298円/日	医師が終末期であると判断し、同意を得た上で看取りの介護を行った場合に30日を限度に加算 Ⅰ:4日前～30日前、Ⅱ:前日及び前々日、Ⅲ:当日
	サービス提供体制強化加算	Ⅰ(イ):19円/日 Ⅰ(ロ):13円/日 Ⅱ:6円/日 Ⅲ:6円/日	Ⅰ(イ):介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上 Ⅰ(ロ):介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上 Ⅱ:介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上 Ⅲ:直接介護を提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上の者が占める割合が30%以上 それぞれ上記要件と合わせて入所者が定員を超えて利用しておらず、職員の配置が基準を下回っていない事を満たした場合、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内いずれかを算定。但し日常生活支援加算を算定している場合は同時に算定できない
	退所時相談援助加算	406円/回	退所後の相談援助を行い、且つ、市町村及び介護支援センター等に対して必要な情報を提供した場合
	退所前連携加算	507円/回	退所に先立って、希望する居宅介護支援事業者に対して情報の提供を行い、連携して退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合
	退所前訪問相談援助加算	467円/回	退所に先立って、退所後生活する居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して退所後のサービスについて相談援助を行った場合に最大2回を限度として加算
	退所後訪問相談援助加算	467円/回	退所後30日以内に生活している居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して相談援助を行った場合に1回を限度として加算
	在宅復帰支援機能加算	11円/日	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うと共に居宅介護支援事業者や主治医との連携を図る場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合に7日を限度として加算	
介護職員処遇改善加算	所定単位数の5.9%	介護職員処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合	

◎食費・居住費は世帯収入により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る場合がありますが、ご了承下さい。

特別養護老人ホーム 鹿田の庄 所得段階による料金試算表(30日計算)

第4段階以上…市町村民税世帯課税の方

	1割	食費(1380円/日)	居住費(2400円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,568	41,400	72,000	137,968	37,200	0
要介護2	26,785	41,400	72,000	140,185	37,200	0
要介護3	29,224	41,400	72,000	142,624	37,200	0
要介護4	31,472	41,400	72,000	144,872	37,200	0
要介護5	33,690	41,400	72,000	147,090	37,200	0

第3段階…市町村民税世帯非課税で利用者負担段階が2段階以外の方

	1割	食費(650円/日)	居住費(1310円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,568	19,500	39,300	83,368	24,600	0
要介護2	26,785	19,500	39,300	85,585	24,600	2,185
要介護3	29,224	19,500	39,300	88,024	24,600	4,624
要介護4	31,472	19,500	39,300	90,272	24,600	6,872
要介護5	33,690	19,500	39,300	92,490	24,600	9,090

第2段階…市町村民税非課税で年金等の課税所得が80万未満の方

	1割	食費(390円/日)	居住費(820円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,568	11,700	24,600	60,868	15,000	9,568
要介護2	26,785	11,700	24,600	63,085	15,000	11,785
要介護3	29,224	11,700	24,600	65,524	15,000	14,224
要介護4	31,472	11,700	24,600	67,772	15,000	16,472
要介護5	33,690	11,700	24,600	69,990	15,000	18,690

第1段階…高齢福祉年金受給者、生活保護受給者等

	1割	食費(300円/日)	居住費(820円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,568	9,000	24,600	58,168	15,000	9,568
要介護2	26,785	9,000	24,600	60,385	15,000	11,785
要介護3	29,224	9,000	24,600	62,824	15,000	14,224
要介護4	31,472	9,000	24,600	65,072	15,000	16,472
要介護5	33,690	9,000	24,600	67,290	15,000	18,690